

1. 組織名

一般社団法人 日本損害保険協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

マレーシア

現状・問題点:

外国資本による現地保険会社への出資は70%以下に規制。かつ、プミトラ(純マレー資本)比率30%以上とされている。

要望:

外国企業による投資に関しては、いかなる条件をも課すべきではなく、上記制限は撤廃するよう要求する。特に、約束表中の上記(a)、(b)、(d)は、条件の内容が明確でなく、客観的ではない。

<規制の根拠となる法制度>

政府の『National Economic Policy』に基づくものであり、法・通達等の成文は存在しない。

(WTO約束表の記載)

- 外国保険会社の支店は、1998年6月30日までに現地での法人化が要求され、51%を超えない範囲での外国出資が認められる。
 - また、51%を超えない外国出資は、これら企業の当初の所有者である現地法人保険会社の外国株主にも適用される。これら企業の外国出資の総計も51%を超えてはならない。
 - 新規参入は現地設立の保険会社に対する外国保険会社の株式取得に限定され、その割合は30%を超えてはならない。
 - 新規免許の発行は約束しない。

 - 外国保険会社による出資比率が5%以上となる買収は、以下の条件の少なくとも1つには該当しなければならない。
 - (a) 当該外国保険会社が通商を容易にし、マレーシアの財政及び経済の発展に貢献する能力を有すること。
 - (b) 当該外国保険会社の本国がマレーシアとの間に重要な貿易及び投資を行っていること。
 - (c) 外国保険会社の本国がマレーシア保険業界において実質的な代表者を有していないこと。
- 当該外国保険会社が専門知識及びマレーシアの財政及び経済に貢献できるノウハウを提供する能力を有していること。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

マレーシア

現状・問題点:

行政指導により、一定割合を国営再保険会社(MNRB)へ出再することが義務付けられている。

海外への出再は、約束表のとおり、国内におけるキャパシティが存在しない場合にのみ認められる。ただし、その場合でも、出再割合の制限が課せられている。

通常、海外再保険者のシェアは、特定の一社(「リーダー」)が25%、その他10%、合計で50%までしか認められない。

海外出再比率が高くなると、適宜行政指導がある。

要望:該当国:

再保険については、金融了解B3(b)に従い、市場アクセスに関する制限及び条件なしに、クロスボーダー・モードによるサービス提供が認められるよう、制限を撤廃するよう要求する。国内再保険供給者への先買特権、及び、国営再保険会社の独占は撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

- Bank Negara Malaysia Guidelines JPI/GPI-11、22(Guidelines on General Reinsurance Arrangement)、Bank Negara Malaysia Circular 22 November 2002 JPI:22/2002(Voluntary Cessions to MNRB)

- その他、当局の個別指導

4. 提出意見③

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

マレーシア

現状・問題点:

① 海外出再には、国内出再の場合の1%に加えて、1.25%の徴税、という差別的税制がある。正確には、国内出再の場合は保険契約者保護基金拠出金(保険料の1%)が元受保険会社から再保険会社に転嫁されるが、国外出再であれば、これに加えて所得税転嫁分(5%×法人所得税率=かつては30%。現在は25%)が転嫁される。これは、国外出再保険料の95%相当額までしか損金算入が認められていないことによる。

② 海上保険について、国内保険会社に付保した輸出入については保険料の200%の損金算入を認める差別的税制がある。

要望:

上記制限は再保険取引に関する内国民待遇に係る制限であるにもかかわらず、約束表に記載されていない。GATSの規定に反しており、早急に撤廃するよう要求する。再保険のクロスボーダー取引に対する差別的税制は認められない。

<規制の根拠となる法制度>

① Income Tax Act 1967 60(5)(b)(ii)、60(7)

② Income Tax Act 1967 Rules 1982(輸入)、
Income Tax Act 1967 Rules 1995(輸出)

5. 提出意見④

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

マレーシア

現状・問題点:

海外出再には追加で責任準備金を積むことが求められている。
(約束表の記載なし)

要望:

上記制限は再保険取引に関する内国民待遇に係る制限であるにもかかわらず、約束表に記載されていない。GATSの規定に反しており、早急に撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

MASB Standard 17 - 20

Bank Negara Guidelines JPI/GPI-3 (iii) 18

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

ベトナム

現状・問題点:

現行の1保険会社設立のための最低資本金300Bドンに比して、1支店200Bドンの資本金は過剰である。

要望:

現地法人については300Bの資本金で20支店までの開設が可能である現状に鑑み、1支店開設に要求する資本金を50B程度まで引き下げをを求める。

<規制の根拠となる法制度>

Decree No.123/2011/ND-CP

7. 提出意見⑥

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

ベトナム

現状・問題点:

日本・ベトナム間においては、日越経済連携協定という国際条約が存在し、クロスボーダー取引にかかる市場開放について合意されていると解される。一方で、厳格な要件を課されることを勘案すると、規制は実質的に緩和されておらず、WTO加盟時に約束した法改正趣旨から乖離している。

要望:

日越経済連携協定において、クロスボーダー取引にかかる市場開放が合意されていると考えるが、発効された施行令の内容が、経済連携協定での合意事項と整合しているのか確認したい。

<規制の根拠となる法制度>

Decree No.123/2011/ND-CP

日越経済連携協定(2008年12月署名)

8. 提出意見⑦

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

米国

現状・問題点:

- ・ 米国外の保険者・再保険者間の再保険取引に米国の租税主権は及ぶべきではないと考えるため、そもそも連邦消費税を課することは出来ない。
- ・ 日本の損害保険会社が、連邦消費税を納税するか否かは、出再先の再保険者または再々保険者による。しかし、再保険会社が手配している再保険スキームは企業秘密であり開示を求めることが極めて困難である。それを明らかにし、連邦消費税の負担まで求めることは、国際的な再保険取引の実務を無視しており非現実的であるうえに、保険会社による再保険者選択の幅を狭めることとなる。
- ・ 連邦消費税を二重、三重に課税されると考えられることになるため、「税負担を軽減する」という日米租税条約の本来の趣旨に反する。
- ・ 課税対象がリトロ(再々保険)先に連鎖的に及ぶことや、全世界担保ポリシーで米国リスクを含むケースや非割合契約が関係するケースなど米国リスク分保険料の算出が困難なケースもあるため税額計算に多大な負担が発生している。
- ・ 連邦消費税実施規定での税額の算出方法が明確でなく、現地会計事務所でも正確に把握できないため、納税費用・コンサルタント費用の追加支払いのみならず、要件の確認・算出方法の検討に多大な負荷・コストを要している。
- ・ 過年度出再契約に関する源泉徴収について、作業が煩瑣なうえ、機械化対応が困難。
- ・ 連邦消費税の申告、納付の手続き、出再先との交渉が煩雑であり、再保険実務に支障をきたしている。
- ・ 追加コスト、業務負荷を要することに加え下記の課題があり、再保険取引に悪影響を与えている。
- ・ 納税額の算出にあたり、米国と租税条約のない国への出再が非割合契約の場合、米国源泉の出再額および納税額の要件・算出方法に明確な基準がなく、見做し算出となっている。
- ・ また、リトロ再保険の場合、元のリスクが米国であっても米国以外の国から受再した場合(例えば、担保リスクが複数国にまたがる場合)における米国源泉の保険料も見做算出とならざるを得ない。

要望:

公平な競争を制限する内外差別的税制は撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

IRS Ruling2008-15(2008年10月1日実施)

9. 提出意見⑧

該当する交渉分野

投資

意見

該当国:

米国

現状・問題点:

以下の州では取締役会のメンバーについて、以下の数、割合で、国の市民権が要求される。

100%:ルイジアナ州(外国企業は免除)

4分の3:ワシントン州(過半数が州内居住の生保相互会社)

3分の2:オクラホマ州(株式会社・相互会社)、ペンシルベニア州

過半数:カリフォルニア州(認可保険会社としてカリフォルニア州のみで営業する相互会社)、フロリダ州(株式会社・相互会社)、ジョージア州(4分の1が州内居住の株式会社、相互会社)、アイダホ州(株式会社・相互会社)、インディアナ州、ケンタッキー州、ミシSSIP州、オハイオ州(リーガル・リザーブ生保会社)、オレゴン州、ニューヨーク州、サウスダコタ州(1000人が取締役会での議決権を有し、議決権者の過半数が州外に居住している場合、若しくは、州内居住者所有の株式が1%に満たない場合を除く)、ワイオミング州(ワイオミング州においてのみ認可保険会社として営業する保険者)

7人:テネシー州(生保相互会社)

3人の居住者:イリノイ州(株式会社、相互会社、リーガル・リザーブ保険者)、ミズーリ州(生保、傷害)

以下の州では保険会社の設立発起人について、以下の数、割合で、米国の市民権が要求される。

100%:ハワイ州、アイダホ州(株式会社・相互会社)、インディアナ州、サウスダコタ州、ワシントン州

3分の2:アリゾナ州(株式会社・相互会社) 3分の2の居住:ジョージア州(株式会社・相互会社)

過半数:アラスカ州、フロリダ州(株式会社・相互会社)、アーカンソー州、カンザス州(全生保会社及び生保以外の相互会社)、ケンタッキー州(株式会社・相互会社)、メイン州(生保、健康保険、傷害保険、州内居住加入者のための相互扶助団体)

要望:

代表者の国籍要件、並びに、役員・従業員の国籍要件及び居住要件は全て撤廃するよう要求する。

これらの制限が各州により異なることについても、参入制限となっている。

<規制の根拠となる法制度>

以下の各州保険法に規定

取締役会メンバー: ニューヨーク 1201-a-5-B-vi; カリフォルニア 4023;

フロリダ 628.231-628.723; ジョージア 33-14-12; ハワイ 431:4-106; アイダホ 41-2835;

イリノイ 215 ILCS 5/10, 215 ILCS 5/40, 215 ILCS 5/258; インディアナ 27-1-7-11;

ルイジアナ 22:83-22:130; ミズーリ 376.146; オハイオ 3913.06; オレゴン 732.305;

ペンシルベニア 15-3131; サウスダコタ 58-5-59; テネシー 56-18-103; ワシントン 48.07.050;

ワイオミング 26-24-121; プエルトリコ T.26 § 2915; バージニアアイランド T.22 § 305

設立発起人：アラスカ 21.69.030; アリゾナ 20-705; アーカンソー 23-69-105;
フロリダ 628.081; ジョージア 33-14-4; ハワイ 431:4-104; アイダホ 41-2804;
インディアナ 27-1-6-1; カンザス 40-401, 40-602, 40-1001; ケンタッキー 304.24-040;
ルイジアナ 22.31; メイン 24-A § 3306; ミシガン 500.5006; モンタナ 33-3-201;
ニューメキシコ 59A-34-4; オクラホマ 36 § 2105; サウスダコタ 58-5-6; テキサス I.C. Art.
3.02;
ワシントン 48.06.200; ワイオミング 26-24-103; フロリダ T.26 § 2804;
バーミンガム T.22 § 268

10. 提出意見⑨

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

米国

現状・問題点:

保険会社が複数州で営業する場合には、州ごとに事業免許を取得したうえで、商品・料率認可をとる必要がある。(すなわち全米で営業するには、50州それぞれで免許ならびに個別商品認可をとる必要がある。)さらに、州ごとの規制の内容や水準も異なっていることから、こうした州別規制体制は、保険会社の事業コスト、コンプライアンス対応コスト、事務ロードなどの増大要因となっている。

認可申請等の行政手続きに遅延等の障害が発生し、顧客へのタイムリーな商品提供が阻害されており、消費者の利便性を損なっている。

要望:

- ・ 選択式連邦規制(Optional Federal Charter: OFC)の導入。
 - * 米国の銀行、証券業態は既に選択式連邦規制下にある。
- ・ OFCの次善策として、州別規制の調和・統一化の実効的な進展(各州規制の州間相互承認(Mutual Recognition)といった州別規制が有する問題を根本的に解決するための期限を設けた実効力のある策の提示、およびその早急な実施)。
- ・ 連邦議会において金融規制改革法が成立し、今後順次履行されていくことが見込まれる。ただし、この改革法によって州別規制の実効的な調和・統一化が即座に進展するとは考えにくいいため、引き続き上記内容の実現を要望する。なお、各改革項目の実行に際しては、規制の重複によって保険会社の負担が増加することの無いよう、十分に留意されたい。

<規制の根拠となる法制度>

各州保険法

11. 提出意見⑩

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

米国

現状・問題点:

外国再保険会社によるクロス・ボーダーの受再に関し、当該社の信用リスクの濃淡に関係なく、一律に引受負債相応額の100%の担保が求められている。不当に過大なコストが課され、ビジネス上の不利益を被っている。本規制は外国の受再保険者のみをターゲットにした差別的な規制となっている。

要望:

- ・ 再保険担保要件の撤廃。
- ・ 即座に規制撤廃がかなわない場合は、次善策として担保要件の緩和(格付けに応じた担保額の減額等)。→2011年に採択された改正モデル法に基づき、各州保険法の改正手続きが速やかに行なわれることを要望する。
- ・ 日本の保険会社と米国の保険会社での同等な扱いの確保。また、日本の保険会社はその制度の適用を受けようとする際に、要求される手続き・報告等においても、米国の保険会社に比して不利な取扱いを行わないこと。

<規制の根拠となる法制度>

各州保険法

例: ニューヨーク州保険法1301-a-14

12. 提出意見①

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

米国

現状・問題点:

外国保険会社の支店は、各州で定義される金額を、米国内で信託勘定(Trust account)として、通常勘定と区分して管理することが義務付けられている。結果、外国保険会社の支店は、機動的な資産運用が制限されるだけでなく、事務管理ロードも大きくなっている。(州内保険会社には求められていない、内外差別的な規制である。)

具体的には、以下の問題点が挙げられる。

- ・ 信託勘定からの引き出し(入れ替えを除く)に際して、州監督当局の事前承認が必要。
- ・ 信託勘定維持に必要な金額は決算期毎に事後的に算定されるが、この金額を予め信託勘定で確保する必要がある。

要望:

財産の信託を強制する規制の撤廃を要望する。

<規制の根拠となる法制度>

各州保険法

例: ニューヨーク 4103-c,1315, 113(b), 11NYCRR27.14; カリフォルニア 1593~1598;
ニュージャージー 11:1-10.4

13. 提出意見^⑫

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

米国

現状・問題点:

外国保険会社は州内保険会社よりも多額の法定預託金を州保険庁から求められることがある。

要望:

モード3における市場アクセス及び内国民待遇に係る制限であるにもかかわらず、約束表に記載されていない。GATSの規定に反しており、早急に撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

各州保険法

例: ニューヨーク 1320、4104; アラバマ 27-3-14; アラスカ 21.09.090; アリゾナ 20-213; ジョージア 33-3-8・33-3-9; ハワイ 431:3-209; アイダホ 41-316;

インディアナ 27-1-17-6; アイオワ 515-71; イリノイ 215 ILCS 5/60b; カンザス 40-211; ミズーリ 375.892; モンタナ 33-2-111; ニュージャージー 17:32-3; オレゴン 731.636; ロードアイランド 27-59-4; ワシントン 48.05.090; カリフォルニア 1581~1590

14. 提出意見⑬

該当する交渉分野

投資

意見

該当国:

カナダ

現状・問題点:

連邦法により規制される外国所有の金融機関(保険、銀行、信託、ローン会社)の取締役の少なくとも半数はカナダ国籍又は永住者であり、カナダ常駐の居住者でなければならない。

ケベック州においては、取締役の3分の2はカナダ国籍を有していなければならない。過半数はケベック州に居住していなければならない。

要望:

取締役に関する国籍要件、永住権要件については撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

連邦保険会社法167条

15. 提出意見⑭

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

カナダ

現状・問題点:

生命保険、傷害保険、疾病保険若しくは海上保険を除く元受保険で、カナダ国内では引受できないとみなされるものを除き、非居住の保険者への正味支払保険料若しくは、カナダ国内の通常のリスクに対する契約に関する取引については、10%の物品税が課される。

また、州ごとにも以下の内外差別的な税制が存在する。

(アルバータ州)

未認可の保険者による州内リスクの引受に関しては、州に対する支払保険料の50%の手数料及び規制上の通知が要求される。

(サスカチュワン州)

未認可の保険者による州内リスクの引受に関しては、州に対する支払保険料の10%の手数料が要求される。

(ブリティッシュコロンビア州)

AXCOによると、未認可の保険者による州内リスクの引受に関しては、商業船舶の海上保険を除き7%の税金が課される。

(マニトバ州)

AXCOによると、未認可の保険者による州内リスクの引受に関しては、特別なブローカーを通じて手配された場合を除き10%の罰金が課される。

要望:

公平な競争を制限する内外差別的税制は撤廃されるよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

Excise Tax Act

16. 提出意見⑮

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

カナダ

現状・問題点:

保険事業の監督・規制が各州によって異なるため、免許取得・認可取得の手続きが煩雑であり、コストがかかる。

また、免許の有効期限は1年しかなく、毎年更新しなければならない。(オンタリオ、ブリティッシュコロンビア、ケベック州を除く。また、サスカチュワン州については5年ごとの更新)

また、アルバータ州及びプリンス・エドワード・アイランド州では、外国保険会社の子会社は連邦認可を要するとされており、過重な負担となることから、実質的な参入制限になる可能性がある。

要望:

州別に異なる規制は、統一するよう要求する。また、アルバータ州及びプリンス・エドワード・アイランド州における外国保険会社の子会社に対する参入制限は撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

連邦保険法・各州保険法

17. 提出意見⑯

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

カナダ

現状・問題点:

外国保険会社は、法定資産の110%以上の法定供託金が要求される。なお、110%以上の供託に関しては、実際には指導があるものの条文上は明示されていない。

要望:

拠点設置に係る内外差別的な規制は撤廃するよう要求する。

<規制の根拠となる法制度>

連邦保険会社法609条、611条

18. 提出意見⑰

該当する交渉分野

金融サービス

意見

該当国:

カナダ

現状・問題点:

連邦規制下にある保険者が海外再保険者へ出再する場合、当該再保険者は引受額の100%および関連する所要資本を満たす担保を維持しなければならない。

また、信用状の利用は海外再保険者に出再されるリスクの30%までに制限される。

要望:

担保条件の緩和等、規制の軽減を要求する。

<規制の根拠となる法制度>

Guideline B-3 : Sound Reinsurance Practices and Procedure, Guidance for Reinsurance Security Agreements, Guideline A : Minimum Capital Test

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項